

令和4年12月（第4回）定例会 文教民生委員会委員長報告

ただいま議題となりました議案第111号宇部市体育施設条例中一部改正の件外2件について、付託されました文教民生委員会の審査の結果及び審査の概要を御報告申し上げます。

まず、審査の結果ですが、議案第111号については全会一致をもって、議案第112号及び第113号については賛成多数をもって、本日お手元の委員会審査報告書に記載のとおり、可決すべきものと決定しました。

次に、審査の概要について申し上げます。

議案第112号宇部市手数料徴収条例中一部改正の件についてです。

本案は、マイナンバーカードのさらなる普及促進及び市民サービス向上のため、多機能端末機により交付する各種証明書の発行手数料を減額するものです。

それでは、本案に対する審査の過程でなされた主な質疑を申し上げます。

まず、このたびの条例改正は、マイナンバーカードを利用し、コンビニエンスストア等の多機能端末機による証明書交付（以下、コンビニ交付という）にかかる手数料を一律150円に改めるものとのことであるが、その算出根拠についてただしたところ、コンビニ交付に当たっては、150円のうち当該サービス提供をする地方公共団体情報システム機構に手数料117円を支払わなければならない、その手数料分を確保する必要があること、なおかつ、現在の物価高騰に鑑み、各種証明書発行に係る住民生活の負担軽減を図るため、現行のコンビニ交付手数料から減額し150円の料金設定をしたものであるとのことでした。

次に、コンビニ交付手数料150円のうち117円についてはさきの団体に支払うとのことであるが、今後、当該経費等の変更に伴い、交付手数料が改定されることはあるのかただしたところ、コンビニ交付サー

ビス開始以降、117円の手数料に変動はなく、現時点において金額の変更はないと考えているが、今後の動向を確認し対応していきたいと考えている。また、交付手数料150円のうち当該経費を除いた33円については、本市の収入になるとのことでした。

次に、国の施策としても進められているマイナンバーカードの普及促進に関し、本市の現時点の交付率についてただしたところ、本市のマイナンバーカードの交付率は10月末現在49.7%である。一方、全国交付率は51.1%、山口県交付率は53.4%と、本市はともに下回り、県内13市中12番目となる。しかしながら、11月末時点において、本市のマイナンバーカードの申請率は約67%となっているとのことでした。

次に、本条例の施行期日を令和5年3月1日とする理由についてただしたところ、毎年転出入などの届け出が多い3月中旬からの繁忙期が始まるまでに、当該システムの改修及び確認作業について整備するとともに、制度の周知を図ることによって、窓口の混雑緩和を図りたいとの考えによるものであるとのことでした。

次に、本籍地が宇部市であるものの、住所地が本市と異なる場合、コンビニ交付では、戸籍謄本を取得できないが、今後取得できるようにシステム改修する予定はあるのかただしたところ、令和5年1月23日から、本籍地が宇部市である市外居住者の方でもコンビニ交付により戸籍謄本が取得できるようにサービス提供の準備を進めているとのことでした。

以上のような質疑の後、一部委員から本案に対し、窓口交付手数料についてもこのたび改正するコンビニ交付手数料150円と同額とする修正案が提出され、提出者から以下のような提案説明がなされました。

本修正案については、まず、このたびのコンビニ交付手数料が窓口交付手数料と異なることについて、任意で所持するマイナンバーカードの有無によって、支払い金額に差が出るのは公平性の観点から問題があるのではないかと考えること。

次に、このたびの条例改正の背景として、市民サービス向上に取り組むとともに、物価高騰に対する市民生活への影響を考慮したとのことであるが、そうであれば一律150円の手数料にするというのが、もっとも理解を得やすく、合理的なものであると判断すること。

以上2点の理由により修正案を提出するものであるとのことでした。

その後、採決を行った結果、まず修正案については賛成少数をもって否決となり、次いで、原案については、冒頭申し上げましたとおり、賛成多数をもって可決すべきものと決定しました。

以上が、本委員会における審査の概要です。

その他の議案につきましては、本席から特に御説明申し上げる事項はありません。

よろしく御審議くださるようお願いし、文教民生委員会の報告を終わります。